令和２年度私立学校振興費（運営費）補助金

（新型コロナウイルス感染症対策割）　Ｑ＆Ａ

１　対象となる実施時期は具体的にいつか。

令和２年12月８日以降に発注・契約等を行ったものが対象になります。

２　予算議決前に着手（契約）できるのか。

法人の予算執行手続きに沿った対応が必要です。

計画があれば、12月25日までに県に連絡をしてください。法人において予算議決等の手続きを行い、所要額調書を１月15日までに提出してください。１月15日までに提出ができない場合には、県に連絡をしてください。

３　内示前の事前着手は可能か。

内示前であっても着手は可能ですが、計画については事前に県に連絡をしてください。

４　内示はいつを予定しているのか。

一次分は１月中旬、二次分は２月上旬の内示を予定しています。

５　12月25日までに提出の有無について連絡をしない場合には対象にならないか。

すべての対象学校設置者に回答をお願いします。回答後、変更がある場合には速やかにその旨を県に連絡してください。

６　すでに設置してあるエアコンの更新も対象になるのか。

新規に設置するものが対象になります。

７　12月８日より前にエアコンを設置した場合には補助対象にならないのか。

補助対象になりません。補助事業ができた後に行うエアコン整備が対象となります。